

平成26年10月20日

各 部 局 長 殿

環境安全本部長

特定化学物質障害予防規則等の一部改正について（通知）

このたび、下記のとおり特定化学物質障害予防規則（以下、「特化則」という。）の一部が改正され、新たに1物質が特定第2類物質として、10物質が第2類物質として追加されます。

貴部局におかれましても、各研究室等へご周知いただき、適正な対応を行っていただきますようお願いいたします。

記

1. 規制対象

1) DDVP 成形・加工・包装業務

ジメチル-2,2-ジクロロビニルホスフェイト（以下、「DDVP」という。）等を製造し、または取り扱う作業のうち、DDVPを含む製剤の成形加工または包装業務。

2) クロロホルムほか9物質を製造または使用して行う有機溶剤業務

クロロホルム・四塩化炭素・1,4-ジオキサン・1,2-ジクロロエタン・ジクロロメタン・スチレン・1,1,2,2-テトラクロロエタン・テトラクロロエチレン・トリクロロエチレン・メチルイソブチルケトン（以下、「クロロホルムほか9物質」という。）を製造または使用して行う有機溶剤業務。

2. 特化則に新たに追加される物質（施行期日：平成26年11月1日(経過措置事項あり)）
別紙のとおり

3. 根拠法令

「労働安全衛生法施行令の一部を改正する政令」（平成26年政令第288号、平成26年8月25日）及び「労働安全衛生規則等の一部を改正する省令」（平成26年厚生労働省令第101号、平成26年8月25日）

4. 関係資料

・パンフレット（厚生労働省・都道府県労働局・労働基準監督署）

<http://www.mhlw.go.jp/file/06-Seisakujouhou-11300000-Roudoukijunkyokuanzenseiseibu/0000059074.pdf>

以上

【本件担当】

本部環境安全課 結城 内線 21052

E-mail: kankyoanzenka@ml.adm.u-tokyo.ac.jp

別紙

■新たに追加される物質一覧

【特定第2類物質】「DDVP 成形・加工・包装業務」のみが規制対象

物質名	CAS No.	特化則改正内容	主な対応事項
ジメチル-2,2-ジクロロピ ニルホスフェイト (DDVP) を1%を超え て含有する製剤その他 のもの	62-73-7	第2条第1項第3号 (特定第2類物質) 第38の3に追加 (特別管理物質)	洗眼・洗身設備の設置、立 入り禁止措置、掲示、作業 記録、発散抑制措置(局所 排気装置等)、作業環境測 定、特殊健康診断

※作業環境測定は平成27年10月31日までは実施を要しない。

※発散抑制措置(局所排気装置等)は現存するものについて、平成27年10月31日まで設置を要しない。

【第2類物質】クロロホルムほか9物質は屋内作業場等において行う「有機溶剤業務」のみが規制対象

物質名	CAS No.	特化則改正内容	主な対応事項
下記①～⑩を1%を超え て含有する製剤その他 のもの			
① クロロホルム	① 67-66-3	第2条第1項第3号の3 (特別有機溶剤等) 第38の3に追加 (特別管理物質)	洗眼・洗身設備の設置、立 入り禁止措置、掲示、作業 記録、発散抑制措置(局所 排気装置等)、作業環境測 定、特殊健康診断
② 四塩化炭素	② 56-23-5		
③ 1,4-ジオキサン	③ 123-91-1		
④ 1,2-ジクロロエタン	④ 107-06-2		
⑤ ジクロロメタン	⑤ 75-09-2		
⑥ スチレン	⑥ 100-42-5		
⑦ 1,1,2,2-テトラクロ ロエタン	⑦ 79-34-5		
⑧ テトラクロロエチレ ン	⑧ 127-18-4		
⑨ トリクロロエチレン	⑨ 79-01-6		
⑩ メチルイソブチルケ トン	⑩ 108-10-1		

※クロロホルムほか9物質の単一成分が1%超で特別有機溶剤と有機溶剤を合計して5%以下の物の取扱いの場合、作業環境測定は平成27年10月31日までは実施を要しない。(それ以外の規制対象物についての取扱いの場合は平成26年11月1日から義務化)

※クロロホルムほか9物質の単一成分が1%超で特別有機溶剤と有機溶剤を合計して5%以下の物の取扱いで、発散抑制措置(局所排気装置等)は現存するものについて、平成27年10月31日まで設置を要しない。(それ以外の規制対象物についての取扱いの場合は平成26年11月1日から発散抑制措置(局所排気装置等)の義務化)